

第3期日向市総合戦略（素案）

第3次日向市総合計画・前期基本計画
重点戦略・アクションプラン

令和7（2025）年 月
日向市

目 次

1	基本的事項	1
1-1	策定趣旨	1
1-2	将来展望と基本的な考え方	1
(1)	人口ビジョンにおける将来展望	1
(2)	総合戦略の基本的な考え方	1
1-3	総合戦略の推進体制など	2
(1)	総合計画との関係	2
(2)	推進期間	3
(3)	効果検証（PDCAサイクルの実施）	3
(4)	推進体制	3
1-4	持続可能な開発目標（SDGsの推進）	4
2	基本的な施策と施策体系	5
2-1	基本的な施策	5
2-2	施策体系	5
3	基本戦略と主要施策	8
基本戦略1	安心して子どもを産み育てられるまちをつくる	8
主要施策1-1	子育て世代に選ばれるまちづくり	8
主要施策1-2	希望を未来へつなげる人づくり	10
基本戦略2	安定した雇用と稼ぐ地域をつくる	13
主要施策2-1	安定した雇用があり人材が育つまちづくり	13
主要施策2-2	稼ぐ力を高めるまちづくり	15
主要施策3-1	行ってみたくなるまちづくり	17
主要施策3-2	誇りと愛着を育み人が集まるまちづくり	20
基本戦略4	安全・安心で利便性の高いまちをつくる	22
主要施策4-1	安全・安心なまちづくり	22
主要施策4-2	便利で快適なまちづくり	25
横断的な目標		27
主要施策1	デジタル技術の活用による地域課題の解決（自治体DXの推進）	27
主要施策2	ゼロカーボンシティの実現に向けた取組	28
主要施策3	地方創生SDGsの推進	29

1 基本的事項

1-1. 策定趣旨

我が国は、平成 20 (2008) 年をピークとして人口減少・少子高齢化が進んでいます。その要因には、若い世代の東京一極集中が挙げられており、国は、人口減少に歯止めをかけるとともに、地方創生を成し遂げることを目的とした「まち・ひと・しごと創生法」を平成 26 (2014) 年に制定しました。

同法では、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に合わせて、地方自治体は、地方版の「人口ビジョン」及び「総合戦略」を策定することが努力義務とされており、国と一体となって地方創生に取り組むことが求められています。

本市においても、国の動きに合わせて、平成 27 (2015) 年度から令和元 (2019) 年度までを計画期間とする「日向市総合戦略 (平成 27 (2015) 年 10 月)」を策定して以降、令和 3 (2021) 年 2 月には「第 2 期日向市総合戦略」を策定し、総合計画に掲げた重点戦略と一体的に様々な施策に取り組んできたところです。

しかしながら、国の推計よりも早いスピードで人口減少が進んでおり、令和 32 (2050) 年には、約 42,000 人まで人口が減少すると予想されています。

そこで、本市では令和 6 (2024) 年 8 月に「日向市人口ビジョン」を策定し、「第 3 次日向市総合計画・前期基本計画 (令和 7 (2025) 年度～令和 10 (2028) 年度)」(以下「前期基本計画」という。)の策定に合わせて、「第 3 期日向市総合戦略」を策定しました。

1-2. 将来展望と基本的な考え方

(1) 人口ビジョンにおける将来展望

国立社会保障・人口問題研究所の人口予測では、本市の令和 32 (2050) 年の人口は 42,322 人と推計されています。市が策定した人口ビジョン (令和 6 (2024) 年 8 月) の将来展望では、本市の特性を生かした人口減少対策を講じることにより、令和 32 (2050) 年には人口約 44,000 人になると予測しています。

この目標値を達成するためには、総合戦略に掲げた施策を着実に実現していくことが必要です。

令和 32 (2050) 年 数値目標 人口 44,000 人

★合計特殊出生率 2050 年までに 1.85 に上昇し、その後維持する

★39 歳以下の人口移動率 毎年 10%改善

(2) 総合戦略の基本的な考え方

本市は、合計特殊出生率が 1.81 であり国や県の平均値を上回る高い水準にありますが、死亡者数が出生者数を上回る「自然減」と市外に人口が流出する「社会減」が要因となり、緩やかに人口が減少しています。特に、大学等の高等教育機関が市内に無いことや希望する職種が少ないため、高校卒業後、進学や就職で若者が流出し、戻ってこないことが大きな要因となっています。若年女性が働きがいを感じられる職場が限られていることも、その要因の一つであると考えられます。若者や女性が魅力とやりがいを感じられる仕事を増やし、社会減対策を講じることにより、人口減少の抑制を図っていくことが求められています。

少子高齢化や社会減の傾向により人口減少が進行する中、本市においては、市民が安全に安心して住み続けられるまちづくりに取り組むとともに、交流人口や関係人口の拡大を図るなど、新しい人の流れで交流とにぎわいがあるまちづくりを進めていく必要があります。

このことから、本市では、国が策定した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の基本的な考え方を基に、本市が目指す将来像に向けて4つの基本戦略を定め、具体的施策を着実に実行し、人口減少の抑制を図りながら「こどもが故郷に誇りを持てるまち」の実現を目指します。

第3次日向市総合計画における 日向市の目指す将来像

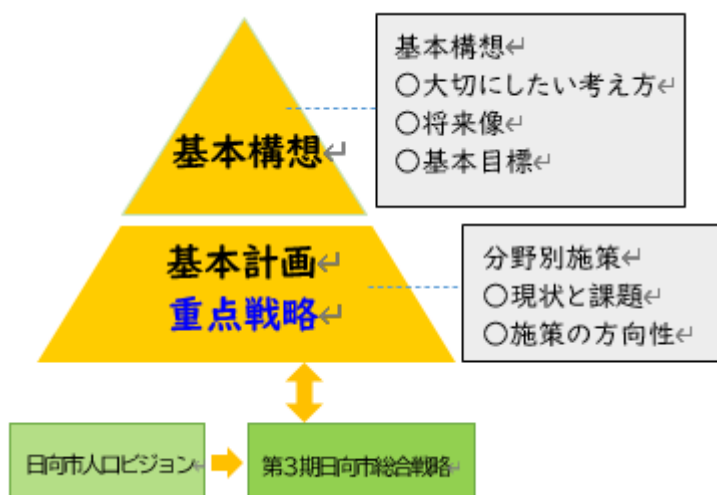
人と自然が響き合い、にぎわいあふれる共創のまち日向

人と自然が響き合う	まちに暮らす人やまちを訪れる人と自然環境が相互に影響を与え合い、調和して共存している状態を示しています。本市の財産である豊かな自然を大切にしながら、持続可能な生活を送ることの重要性を示しています。
にぎわいあふれる	地域が活気に満ち、多くの人々が集まり、イベントや様々な活動を通して交流している様子を示しています。
共創のまち	「共創」は、地域をより良くするため、行政や市民、企業等が協力し、対話を行いながら、共に新しい社会的価値やアイデアを生み出すことを意味しています。人のつながりが地域活性化や発展に寄与することを示しています。

1-3. 総合戦略の推進体制など

(1) 総合計画との関係

第3期日向市総合戦略は、前期基本計画との整合性を図り、一体的に事業を推進するため、前期基本計画の「重点戦略」と「重点戦略アクションプラン」を第3期日向市総合戦略で取り組む施策に位置付けることとします。



(2) 推進期間

令和7（2025）年度から令和10（2028）年度までの4年間

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度	令和12 (2030)年度	令和13 (2031)年度	令和14 (2032)年度
基本構想	基本構想							
基本計画	前期基本計画				後期基本計画			
総合戦略	第3期日向市総合戦略							

(3) 効果検証（PDCAサイクルの実施）

総合戦略に定める具体的施策の効果については、毎年度、産学官金労言の各分野の代表者や市民団体、市民の代表者で構成する「日向市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」において成果を検証し、その評価を踏まえて総合戦略の見直しを行います。

(4) 推進体制

① 市民との協働

地方創生を実現するためには、行政の限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）だけでは対応できないため、市民や団体、企業など地域を構成するあらゆる主体が連携を図っていく必要があります。

特に、若者の「結婚・出産・子育て」の希望をかなえるためには、賃金のみならず雇用の質の向上や働きがいを感じられる職場環境の構築が求められており、地元企業や事業所などの主体的な取組が期待されています。

また、UIJターンを促進するためには、市民一人ひとりが本市の良さをPRし、移住してくる人と暮らし続ける人とが、共に暮らしやすい環境づくりを進めていく必要があります。

そのため、前期基本計画において「まちづくりで大切にしたい考え方」として掲げる「市民協働・共創」や「地域力の活用」を基本としながら総合戦略を推進することとします。

② 国県及び定住自立圏域市町村との連携・協力

総合戦略の推進に当たっては、国や県の総合戦略と連動した施策に取り組むことによって相乗効果が発揮できるよう連携を図ります。

また、本市は、延岡市を中心市とした「宮崎県北定住自立圏」の構成市であり、「日向圏域定住自立圏」の中心市として「定住自立圏共生ビジョン」の推進を図ります。

さらに、日向圏域の人口流出のダム機能を果たすためにも、日向・東臼杵市町村振興協議会において、広域で連携した取組を推進するとともに、人口減少社会に備えた広域的な事務の在り方について検討します。

■日向圏域定住自立圏

(ア) 構成団体の位置

日向圏域定住自立圏は、本市を中心市とした1市2町2村で構成されていますが、延岡市を中心市とする宮崎県北定住自立圏にも含まれる圏域重複型の定住自立圏となっています。

(イ) 構成市町村

日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村

(ウ) 圏域の人口

令和2（2020）年の国勢調査による圏域の人口は、85,823人で県全体の約8.0%、総面積は約16万haで県全体の約21%を占めています。令和6（2024）年4月に「人口戦略会議」が公表した「消滅可能性都市」には、圏域の3町村が該当しており、今後人口減少が加速化することが懸念されています。



1-4. 持続可能な開発目標（SDGsの推進）

SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略で、「持続可能な開発目標」と訳され、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて採択された国際社会の共通目標です。

国は、令和5（2023）年12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を改訂し、地方自治体に対して様々な計画にSDGsの要素を最大限反映することや官民連携による地域課題の解決をより一層推進することを奨励しています。

本市では、総合戦略にSDGsの目指す17の目標（ゴール）を関連付けることで、地方創生の実現とSDGsの目標の実現に総合的、一体的に取り組むこととします。

■SDGsの17の目標（ゴール）



2 基本的な施策と施策体系

2-1. 基本的な施策

行政の限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）の中で効果を上げるためには「選択と集中」による施策の推進が必要です。

そのため、優先的かつ重点的に取り組む施策を4つの基本戦略にとりまとめ、本市が抱える重点課題を効果的・効率的に解決し、将来像及び地域ビジョンの実現を目指すこととしています。

2-2. 施策体系

人口減少・少子高齢化が加速する中で、活力ある地域を維持していくためには、本市の将来を担う「こども」に焦点を当て「こどもが故郷に誇りを持てるまち」づくりを推進するとともに、若者や女性が社会で活躍できる環境の充実を図る必要があります。

このため、第3期日向市総合戦略の地域ビジョンは、『こどもが故郷に誇りを持てるまち、未来に希望をつなぐまち 日向』とし、以下の4つの基本戦略と8の主要施策を推進します。

また、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえ、新しい時代の流れを力にするために、「デジタル技術の活用による地域課題の解決（自治体DXの推進）」や「地方創生SDGsの実現」「ゼロカーボンシティの実現」を横断的な目標に掲げ、戦略の推進を図ります。

◆地域ビジョン「こどもが故郷に誇りを持てるまち、未来に希望をつなぐまち 日向」

こどもが故郷に誇りを持てるまち	本市がこどもにとって誇りに思える場所であり続けるため、こどもが成長する過程で地域の魅力や文化などを理解し、愛着を感じられる魅力ある環境をつくりたいという願いを示しています。日向で育ったこどもが、一度は本市を離れても、将来は故郷に戻りたくなるようなまちづくりを目指しています。
未来に希望をつなぐまち	本市が持続可能な発展を続け、次世代に明るい未来を託すことができるまちとなることを目指しています。地域の経済や自然環境、社会的な課題に対して行政や地域、企業等が一体となって取り組み、未来の世代が希望を持って生きられるような基盤を築いていくことを表しています。

【主要施策の選定の視点】

- ◆まちづくりの重点課題を解決するため、緊急的かつ優先的に取り組む必要がある施策
- ◆市民の関心が高く、強く求められている施策
- ◆事業規模が大きく、長期的に取り組む必要がある施策
- ◆国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づき地方創生に資する施策

【指標と目標値】

- ◆指標は、数値目標と重要業績評価指標（K P I）があります。
- ◆数値目標は、4つの基本戦略それぞれの基本的な方向性に対して設定した指標です。
 - ・市民の施策に対する意識の変化を把握するために市民アンケート調査に基づく指標を設定
 - ・「地方版総合戦略策定の手引き」に基づき、「住民にもたらされた便益（アウトカム）」を検証できる指標を設定
- ◆重要業績評価指標（K P I）は、主要施策の具体的な施策の進捗状況を検証するために設定した指標です。

第3期日向市総合戦略の体系図

『日向市人口ビジョン（令和6（2024）年8月改訂）』の目標

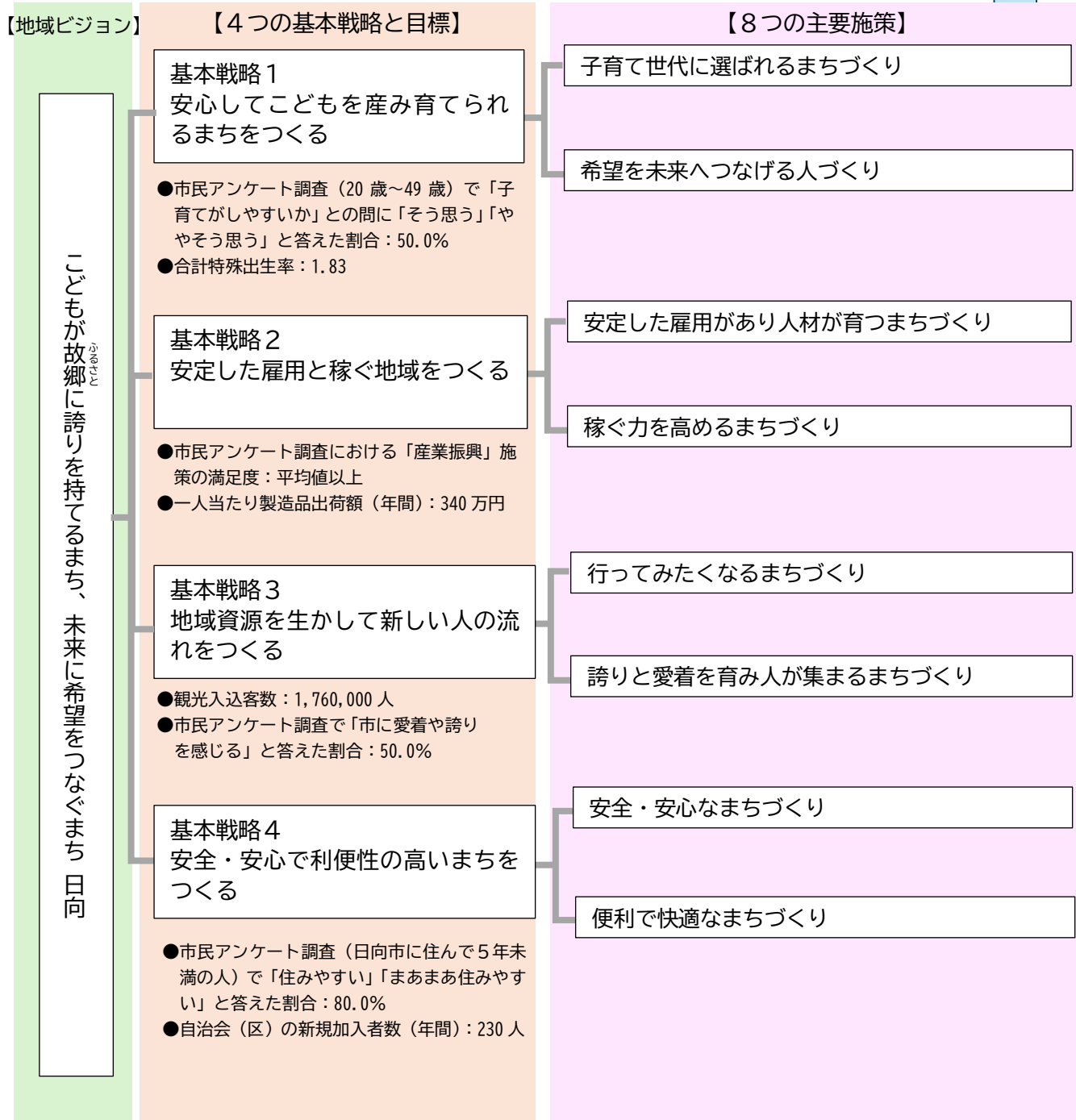
令和 32（2050）年目標

人口 44,000 人

- ★合計特殊出生率が令和 32(2050)年までに 1.85 に上昇し、その後維持する
- ★39 歳以下の人口移動が毎年 10%改善

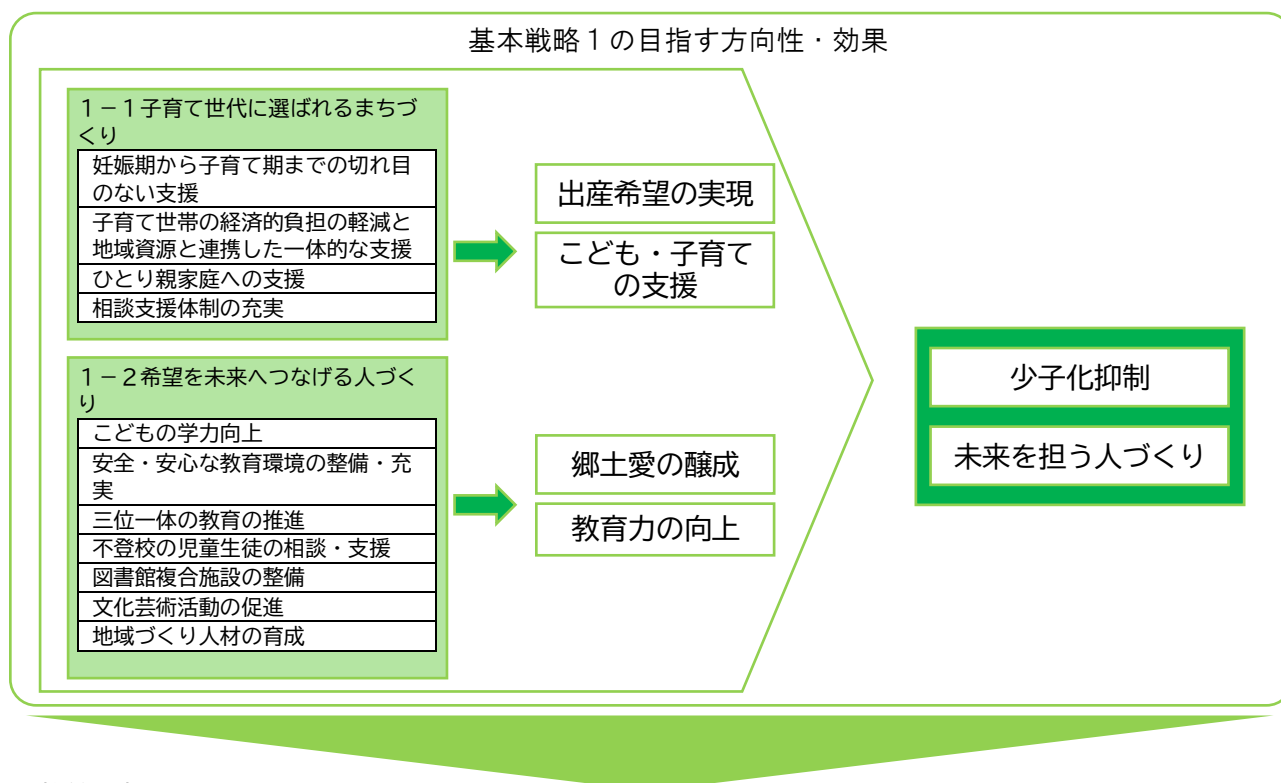
<横断的な目標>

- 自治体DXの推進
- ゼロカーボンシティの実現
- 地方創生 SDGs の実現



3 基本戦略と主要施策

基本戦略1 安心して子どもを産み育てられるまちをつくる



■数値目標

指標名	基準値 令和5（2023）年	目標値 令和10(2028)年度
市民アンケート調査（20歳～49歳）で「子育てがしやすいか」との問に「そう思う」「ややそう思う」と答えた割合	32.4%	50.0%
合計特殊出生率	1.81	1.83

主要施策1-1 子育て世代に選ばれるまちづくり

【基本方針】

- 妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援やサービスを提供し、安心して子どもを産み育てられる環境を整えます。
- 誰でも保育施設に通える制度の構築や放課後に児童を預かる施設を増やすなど、子育てと仕事が両立できるよう支援します。
- ひとり親家庭の生活を支援し、保護者が働けるようサポートします。
- 母子の健康と児童福祉の相談支援を一体的に行うため「こども家庭センター」を設置し、関係機

関等と協力して妊産婦・子育て世帯を支援します。

- こどもが安心して過ごせる居場所づくりに取り組み、関係団体と協力して家庭を支えます。

重要業績評価指標（KPI）	基準値 令和5（2023）年	目標値 令和10(2028)年度
産後ケア事業における満足度	97.1%	99.0%
放課後児童クラブの実施箇所数	12 箇所	17 箇所
児童虐待の新規受理件数（啓発を推進しながら減少を目指していく）	96 件	90 件

	具体的な施策	施策の内容	所管課
1	妊娠期から子育て期までの支援の充実	○ 全ての妊婦・子育て家庭に対し、保健師等が切れ目のない伴走型相談支援を行うほか、経済的支援として出産応援給付金や子育て応援給付金を支給します。 ○ 子ども医療費の助成など、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。 ○ 全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな保育サービスに取り組みます。 ○ 保育園等全園訪問や乳幼児健康診査により、発達障がい等のあるこどもに対し、関係機関と連携し、早期発見・早期療育及び保健指導を行います。	こども課
2	子育てと仕事の両立支援と環境の充実	○ 保育士の人材確保に向けて、就職説明会の開催やパンフレットの作成等を行います。 ○ 働きながら安全で安心して子育てできる環境の充実を図るため、関係機関と協議しながら放課後児童クラブの新規開設に向けて取り組みます。	こども課
3	ひとり親家庭への支援	○ ひとり親家庭に医療費の一部を助成し、健康増進と自立の促進を図ります。 ○ 就職の際に有利で、生活の安定に役立つ資格取得の養成訓練の受講に際し、安定した就業環境を提供するため給付金を支給します。 ○ 雇用保険の一般教育訓練給付の対象となる教育訓練を受講した場合に、受講料の一部を支援します。	こども課
4	こどもの健やかな成長を保障する支援の充実	○ 母子保健を担う「子育て世代包括支援センター」と児童福祉を担う「子ども家庭総合支援拠点」を一体的に「こども家庭センター」へ移行し、相談支援体制の拡	こども課

		充を図ります。 ○ 児童虐待の防止や養育不安の解消に関する市民への啓発を推進します。 ○ 「日向市要保護児童対策地域協議会」を中心とした関係機関・団体との連携や、家庭支援事業の活用を通して、要保護児童をはじめとした、こども家庭支援の充実を図ります。	
5	こどもを応援する地域づくりの推進	○ 「第3期日向市こどもの未来応援推進計画」に基づき、「こどもの日向（ひなた）づくり運動」等、こども応援の取組を促進するとともに、こどもの居場所づくりに関する支援を検討します。 ○ 「こども・若者応援ネット」のもと、関係団体と連携した、地域における家庭への支援・応援の拡充に取り組めます。	こども課

主要施策 1－2 希望を未来へつなげる人づくり

【基本方針】

- こどもが安心して学べる教育環境をつくり、それぞれの個性を大切にした指導及び支援で学力を伸ばします。
- 心身ともに健康でたくましく生きるこどもが育つよう、教育環境を整えます。
- 少子化を踏まえ、小中学校の規模や配置を適正にするための方針などの計画を策定し、学校施設の計画的な整備に取り組みます。
- 地域に根ざした教育活動を進め、学校、家庭、地域が協力してこどもを守り育てる環境をつくりまします。
- 子育て世帯の負担を軽減するために経済的な支援に努めます。
- 学校だけでは解決できない問題には、相談・支援体制の充実を図るとともに、地域や関係機関と協力して取り組みます。
- 市民の知の拠点、交流の拠点となる新たな図書館複合施設の整備に向けて取り組みます。
- 誰もが困難なく学べる環境づくりに向けて、図書館サービスの充実に努めます。
- 年齢や障がいの有無等に関わらず、市民が気軽に文化芸術に親しめる機会を充実させます。
- 持続可能なまちづくりを目指し、市民団体の活動を支援します。また、地域づくりに必要な人材を育成します。

重要業績評価指標（KPI）	基準値 令和5（2023）年	目標値 令和10(2028)年度
全国学力・学習状況調査で「将来の夢や目標を持っている」と答えた中学3年生の割合	67.5%	72.0%
全国学力・学習状況調査で「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた」と答えた中学3年生の割合	77.5%	80.3%
小中学校のトイレの洋式化率	60.4%	65.0%
不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で相談・指導等を受けている児童生徒の割合	50.4%	65.0%

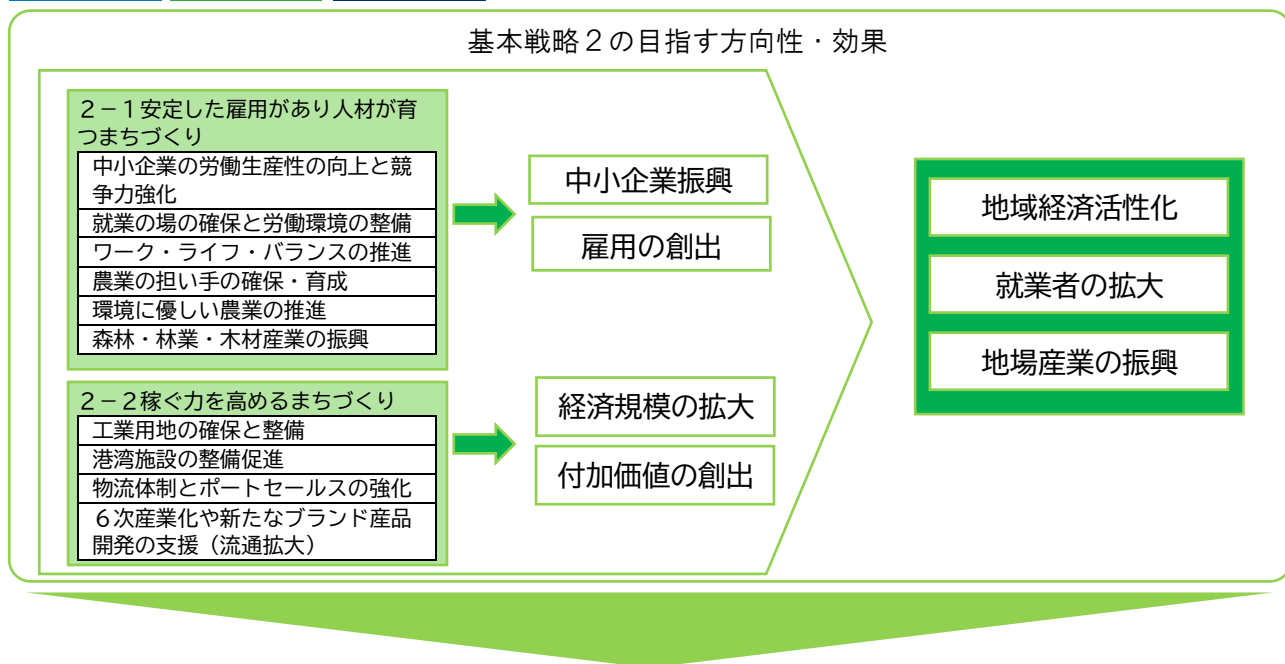
	具体的な施策	施策の内容	所管課
1	確かな学力を育む教育の推進	○ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を幼保小で共有するとともに、幼児期の学びを小学校の学習につなげるため、交流・研修に取り組みます。 ○ 主体的・対話的で深い学びの実現を図るため、小中9年間を見据えた授業改善に取り組みます。 ○ 児童生徒の学力の実態把握と分析を行い、適切な指導につなげることにより資質・能力の育成を図ります。	学 校 教 育 課
2	三位一体の教育（小中一貫教育・キャリア教育・コミュニティスクール）の推進	○ 小中一貫教育が目指すグランドデザインの実現に向けた取組を支援します。 ○ 家庭、地域と連携・協働し、児童生徒の発達の段階に応じたキャリア教育を推進します。 ○ コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的取組を推進し、地域とともにある魅力ある学校づくりに取り組みます。	学 校 教 育 課
3	学校ICTの推進、教職員のICT活用指導力の向上	○ ICTを効果的に活用して児童生徒の情報活用能力の育成と学習状況に応じた個別最適な学びに取り組みます。 ○ 学校ICTの環境整備や教職員のICT指導力向上に取り組みます。	学 校 教 育 課
4	市立小中学校適正規模・適正配置	○ 望ましい教育環境を将来にわたり維持するため、地域とのつながりやコミュニティの維持に配慮しつつ、適正な学校規模や配置についての計画の策定を行い、整備に取り組みます。	学 校 教 育 課
5	学校施設の改修・整備	○ 児童生徒が安全で安心して学習できるよう、学校施設の改修・整備に努めます。 ○ 空調設備の整備やトイレの洋式化・バリアフリー化を更に進めます。	教 育 総 務 課

6	学校給食費の無償化	○ 段階的に学校給食費を無償化し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。 ○ 学校給食費の無償化に伴い、長期欠食者や食物アレルギー対象者など、学校給食の提供を受けられない児童生徒や市外の学校に通学する児童生徒に対して給付金を支給します。	学 校 給 食 センター
7	いじめや不登校など誰一人取り残さない教育に向けた相談・支援体制の充実	○ いじめや不登校に関する相談・支援をはじめ、多様化するニーズに対応していく支援体制の充実に取り組みます。 ○ 不登校の児童生徒に多様な学びの場を提供するため、学校をはじめ、地域などと連携してこどもの居場所づくりに取り組みます。 ○ 特別支援教育に関する専門性の向上を図るとともに、相談支援体制の充実に取り組みます。	学 校 教 育 課
8	新たな図書館複合施設の整備	○ 市民の知の拠点、交流の拠点となる新たな図書館複合施設の整備に向けて取り組みます。	総 合 政 策 課
9	図書館サービスの充実	○ 読書バリアフリーを実現するために、移動図書館車のきめ細かな運行や電子書籍の導入などサービスの充実に取り組みます。 ○ 読書に困難がある人が、自分に合った方法で読書ができる環境構築に取り組みます。	図 書 館
10	市民が文化芸術に親しむ機会の創出や文化活動への参加に向けた環境づくり	○ 市民の文化芸術活動の発表・鑑賞の機会として、日向市美術展覧会や総合文化祭を開催します。 ○ 市民が文化芸術に気軽に親しみ体験できるよう、ワークショップを開催するとともにアウトリーチ活動（芸術普及活動）に取り組みます。 ○ 老朽化が進行している日向市文化交流センターの改修を進めます。	ス ポー ツ ・ 文 化 振 興 課
11	まちづくり人材の育成と市民活動の支援	○ 人材育成事業「ひまわり塾」を開催し、将来の地域づくり活動を担う人材の育成に取り組みます。 ○ 市民活動支援センターが開催する講座や情報提供、会議室等の貸し出しを通して、市民団体の活動を支援します。 ○ オール日向祭や交流会等を通じた市民団体相互の情報共有や連携を支援します。	地 域 コ ミ ュ ニ テ イ 課

基本戦略2 安定した雇用と稼ぐ地域をつくる



基本戦略2の目指す方向性・効果



■数値目標

指標名	基準値 令和5（2023）年	目標値 令和10(2028)年度
市民アンケート調査における「産業振興施策」の満足度	2.34（平均値 2.42）	平均値以上 （令和9年9月調査予定）
一人当たり製造品出荷額（年間）	305 万円	340 万円

主要施策2-1 安定した雇用があり人材が育つまちづくり

【基本方針】

- 地域外から専門知識や技術を持つ人を活用して、中小企業の仕事を効率化し、生産性を高めます。
- 医療機器関連産業など、次世代を見据えた成長産業への地元企業の進出を支援します。
- 市外への若者の流出を抑制し、地元に着定してもらうため、高校生や保護者に地元企業を知ってもらう機会の創出に取り組みます。
- 様々な研修や支援を行い、必要なスキルを持つ人材を育てます。
- 企業での職場体験やインターンシップを推進し、若者の働く意欲を高め、早期離職を防ぎます。
- 自分の望む働き方で仕事ができる環境をつくり、多様な人々が活躍できる社会を目指します。
- 新しく農業を始める人を育て、多様な人が活躍できる環境をつくり、農家経営の安定化を支援し

ます。

- 環境に優しい農業を進め、安全で安心な農畜産物を提供し、持続可能な農業を実現します。
- 豊かな森林資源を循環利用し、持続可能な林業や木材産業を確立します。

重要業績評価指標（KPI）	基準値 令和5（2023）年	目標値 令和10(2028)年度
創業支援計画に基づく創業者数（累計）	—	50 人
専門的な技術や知識を持つ人材を活用した市内企業数（累計）	—	32 社
新規就農者の総数（累計）	—	20 人
耳川広域森林組合日向支所による再造林面積	44ha	61ha

	具体的な施策	施策の内容	所管課
1	中小企業の労働生産性の向上や競争力の強化	○ 国や県の助成金や補助金の活用を図り、中小企業のデジタル化を促進します。 ○ 市内企業の資金繰りが円滑に行われるよう資金調達にかかる経費の一部を助成します。 ○ プロフェッショナル人材等の活用により、中小企業の業務効率化や生産性の向上を支援します。	商工港湾課
2	創業・新分野進出と販路拡大等の支援	○ ブランディングコンサルタント等を活用した伴走型支援により、新分野への進出や販路拡大への支援を行います。 ○ 東九州メディカルバレー構想に基づき、地元企業の医療機器産業への新規参入を支援します。 ○ 日向地区の高校生や保護者の地元企業に対する認知度を上げるため、高校生への地元企業説明会を行います。	商工港湾課
3	多様な人材が働ける労働環境の整備	○ 女性やシニア層等が働きやすい職場づくりのため、柔軟な勤務時間の導入などの支援を行います。 ○ 外国人材等の活用に向けた施策を検討します。 ○ 中小企業の福利厚生を充実させ、雇用の安定化を図れるよう、退職金制度への支援を行います。 ○ 仕事と子育ての両立を図ることができる労働環境の整備を促進します（ワーク・ライフ・バランスの推進）。	商工港湾課 地域コミュニティ課
4	商工業を担う後継者の育成	○ 後継者の経営スキル等の獲得のため、各段階に応じた研修会を開催します。 ○ 円滑に事業承継を進めるための支援を行います。	商工港湾課

5	担い手の確保・育成と 農業経営の安定化	○ 新規就農者を確保・育成するため、就農相談体制の充実を図るとともに、農業研修施設の活用や農地の斡旋など意欲のある担い手を育成するための支援に努めます。 ○ 認定農業者による農業経営改善計画の実現のため、経営指導を強化するほか、農業経営の安定に向けた支援に取り組みます。	農 業 畜 産 課
6	環境に優しい農業の 推進	○ 環境負荷の低減による持続可能な農業を推進するため、有機農業や減農薬・減化学肥料栽培を支援します。	農 業 畜 産 課
7	適正な森林整備や災害に強い路網整備の 推進	○ 森林所有者の森林現況に応じた森林施業を行う森林経営計画の作成を促し、計画的かつ効率的な森林整備を推進します。 ○ 濁水発生防止など周辺環境への影響に配慮するとともに、地形等を考慮した災害に強い路網整備を推進します。	林 業 水 産 課
8	木材の需要拡大や林業担い手の確保・育成	○ 公共建築物・非住宅建築物の木造・木質化を進め、木材利用を促進します。 ○ 幅広い世代を対象とした森林環境教育及び木育の推進等により、林業の魅力を発信し、担い手確保に努めます。	林 業 水 産 課

主要施策２－２ 稼ぐ力を高めるまちづくり

【基本方針】

- 製造業等の誘致に向けて、東郷工業団地や新たな工業団地の造成を含めた工業用地の確保・整備に取り組みます。
- 港湾関係者と協力して、安全で安心、にぎやかで活気のある港を目指し、港の貨物の集積、製品の創出、顧客の集客を進めます。
- 市民からのニーズが高い事務系企業の誘致に向けて、ＩＴ人材育成機関との連携やワーケーションを活用した企業誘致に取り組みます。
- 港湾関係者と連携し、安全・安心、にぎわいと活力ある”みなと”を目指します。
- 港湾関係者と連携し、「集貨」「創貨」「集客」の推進を図ります。
- 地域の特性を生かした６次産業化やブランド商品の開発を支援し、流通拡大や認知度向上に取り組みます。

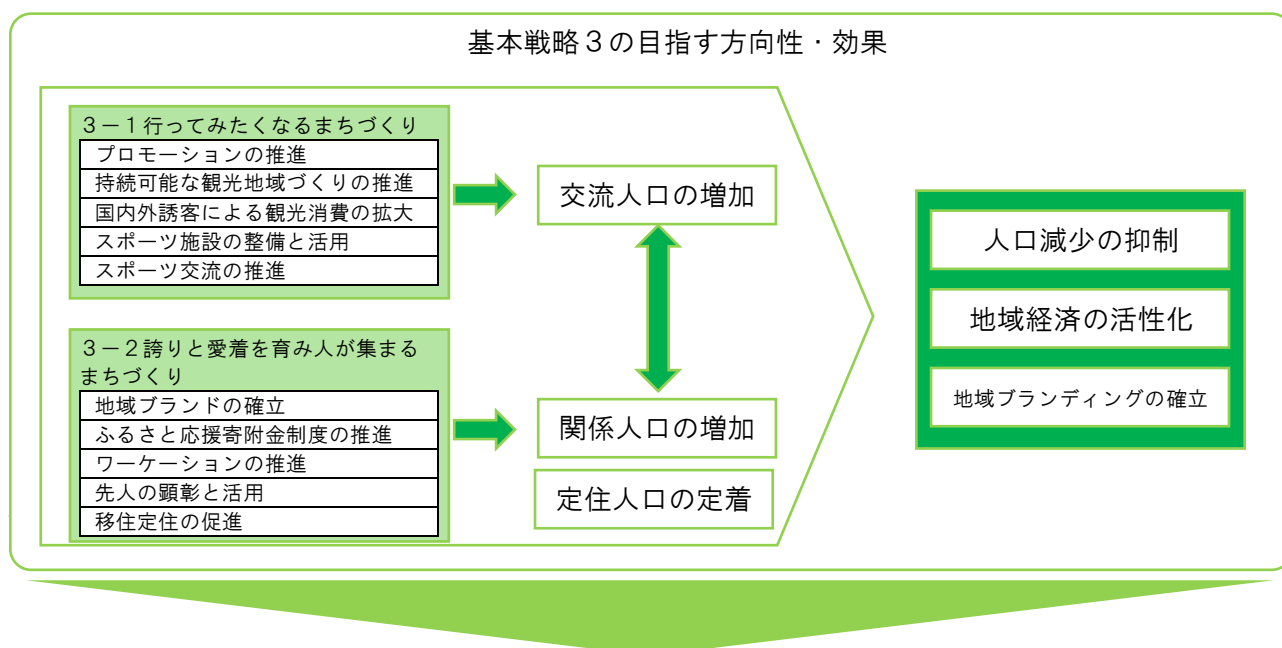
重要業績評価指標（KPI）	基準値 令和5（2023）年	目標値 令和10(2028)年度
新規企業の立地及び既存企業の増設等の件数（累計）	—	14 件
新規企業の立地及び既存企業の増設等に伴う新規雇用者数（累計）	—	70 人
細島港の取扱貨物量（年間）	282 万 FT（速報値）	375 万 FT

	具体的な施策	施策の内容	所管課
1	工業用地の確保と整備	○ 東郷工業団地の事業化と合わせて、新たな工業団地の整備に向けた調査・研究を進めます。 ○ 工業用地として活用可能な民間所有地の掘り起こしとマッチングに取り組みます。	商 工 港 湾 課
2	若者や女性のニーズが高い企業の誘致	○ I T人材育成機関等と連携しながら、企業ニーズに即した人材供給に取り組みます。 ○ ワークेशनとの親和性の高い事務系企業の立地に向けたアプローチを推進します。	商 工 港 湾 課
3	細島港の整備促進と機能強化	○ 海上輸送需要の増加に対応するため、港湾施設整備促進に向けた要望活動に取り組みます。 ○ 大型化するクルーズ旅客船に対応するため、港湾施設の受入体制強化に向けた要望活動に取り組みます。 ○ 歴史的遺産や文化資源を生かし、市民や観光客の集う交流空間となる港湾の整備に向けた要望活動に取り組みます。 ○ 細島港を利用する物流事業者や荷主企業等に対し、利用促進助成を行うことにより貨物量の拡大、物流機能の高度化・効率化を推進します。	商 工 港 湾 課
4	物流体制の強化とポートセールスの推進	○ 県外へ流出している貨物や他県からの貨物を細島港に定着させるため、県外セミナーや企業訪問を実施します。 ○ 県北地区観光の魅力と細島港の地理的優位性を国内外に発信し、県と連携したポートセールス等により、クルーズ旅客船の誘致を進めます。	商 工 港 湾 課 観 光 交 流 課
5	6次産業化や新たなブランド産品開発の支援	○ 農畜産物や水産物等の地域資源を生かし、6次産業化による付加価値向上や新たなブランド産品開発の支援に取り組みます。	農 業 畜 産 課
6	地場産品の流通拡大	○ ふるさと応援寄附金制度を通じた、地場産品等の流通拡大に取り組みます。	ふ る さ と 物 産 振 興 課

基本戦略3 地域資源を生かして新しい人の流れをつくる



基本戦略3の目指す方向性・効果



■数値目標

指標名	基準値 令和5（2023）年	目標値 令和10(2028)年度
観光入込客数（年間）	1,102,410 人	1,760,000 人
市民アンケート調査で「市に愛着や誇りを感じる」と答えた割合	46.1%	50.0%

主要施策3-1 行ってみたくなるまちづくり

【基本方針】

- 本市の観光や食の魅力など、地域ブランドの確立に向けた総合的なプロモーションに取り組むことで、交流人口や関係人口の拡大につなげます。
- 国内外に効果的に情報発信するため、発信力の強いインフルエンサーやSNS等を積極的に活用します。
- 自然や文化財などの地域資源を守りながら、地域と協力して持続可能な観光地域づくりを目指します。

- 観光DXデータを活用し、ターゲットの絞り込み、マーケティングの拡大及び観光客の利便性向上に取り組めます。
- 県や近隣市町村と協力し、地域資源を生かしたブランド構築やツアーを企画し、観光客の増加や観光消費の拡大を目指します。
- 魅力的で気軽に利用できる体育館を目指して整備に取り組めます。
- 市民が気軽にスポーツに参加し、楽しみながら健康づくりができるよう、スポーツ施設の整備や活用に努めます。
- 本市の温暖な気候や国内有数のサーフスポットを活用し、スポーツキャンプやサーフィン大会を誘致し、スポーツを通じた交流人口や関係人口を増やします。

重要業績評価指標（KPI）	基準値 令和5（2023）年	目標値 令和10(2028)年度
スポーツ教室等の参加者数（年間）	872 人	1,000 人
スポーツ施設の利用者数（年間）	198,000 人	255,000 人

	具体的な施策	施策の内容	所管課
1	プロモーションの推進	○ インフルエンサーやSNS等を活用した情報発信と、地域ブランドの確立等に向けた強力かつ効果的なプロモーションに取り組めます。 ○ 首都圏等において物産展を開催し、本市の特産品や観光に興味を持ってもらうことで、地場産品等の流通拡大と観光誘客を図ります。 ○ 「へべす発祥の地・日向」としてのブランドイメージの保守・向上、その他ブランド産品等のPRに取り組めます。	観光交流課 ふるさと物産振興課
2	持続可能な観光地域づくりの推進	○ 自然環境や文化歴史等の保全・教育など、エコツーリズムの推進に取り組めます。 ○ 観光ガイドの育成や地域との連携による質の高い観光地づくりに取り組めます。 ○ 観光地域づくり法人(DMO)の形成に取り組めます。 ○ 観光客の満足度向上のため、ニーズに応じた食や宿泊施設の提供など観光関係事業者が連携したおもてなしの向上に取り組めます。 ○ 観光DXの推進により、ターゲットを明確にした情報発信、マーケットの拡大及び観光需要の創出、観光客の利便性向上に取り組めます。	観光交流課
3	観光施設の利活用促進	○ 利用者に安全で快適な環境を提供するため、計画的な施設の改修や設備の更新に取り組めます。	観光交流課

		○ 観光施設のユニバーサルデザイン化を推進します。 ○ 来場者の利便性向上及び増加に向けて、お倉ヶ浜海水浴場等で飲食物の提供を行います。	
4	国内外誘客による観光消費の拡大	○ 観光消費の拡大のため、観光資源を活用した体験型・滞在型観光コンテンツの造成及び商品化に取り組みます。 ○ 市内の特色のある祭りや、文化財の活用など地域資源を最大限活用した取組を支援します。 ○ 県北地区の魅力と細島港の地理的優位性を国内外に発信し、県と連携したポートセールス等により、クルーズ旅客船の誘致を進めます。(再掲) ○ ファムトリップ¹やインバウンドツアー等の企画催行、現地展示会でのプロモーションに取り組みます。 ○ 外国語対応の案内看板やガイドブックの作成、ツアーガイドの育成に取り組みます。 ○ 県や圏域市町村と連携し、広域観光ルートの開発やプロモーションに取り組みます。	観光交流課 商工港湾課
5	総合体育館の整備推進と利活用の促進	○ 市民の健康増進やスポーツ交流活動の拠点施設、さらには自然災害時における拠点施設として総合体育館を整備します。 ○ 多くの市民に愛され利用される総合体育館を目指して利用促進を図ります。	資産経営課 スポーツ・文化振興課
6	スポーツ施設（お倉ヶ浜総合公園等）の整備	○ スポーツ施設の定期点検を行い、施設を長持ちさせながら、安全で安心な施設の維持管理に努めます。	教育総務課
7	スポーツキャンプ等の誘致	○ 日向市スポーツキャンプ等誘致推進協議会等と連携したキャンプ等の誘致に取り組みます。 ○ キャンプ誘致に対する市民の機運醸成を図るため、東北楽天ゴールデンイーグルスの市民応援ツアーを行います。 ○ キャンプ期間中に、選手と市民の交流事業に取り組みます。	観光交流課
8	サーフィン大会の誘致及びビーチの賑わいの充実	○ 各種サーフィン大会の支援等に取り組みます。 ○ 来場者の利便性向上及び増加に向けて、お倉ヶ浜海水浴場等で飲食物の提供を行います。 ○ 市内在住の小中学生のサーフィン授業等を継続し、市民サーファーの育成に取り組みます。	観光交流課

¹ 観光地の誘致促進のため、ターゲットとする国の旅行事業者やブロッガー、メディアなどに現地を視察してもらうツアーのこと。

主要施策 3-2 誇りと愛着を育み人が集まるまちづくり

【基本方針】

- 市民が誇れる日向市の地域ブランドの確立に向けてシティプロモーションを行います。
- 本市の魅力を内外に効果的に発信することで、交流人口や関係人口の拡大につなげます。
- 地域や民間企業等との連携により、本市ならではの魅力を発信し、市民やまちづくりに関わる人の本市への愛着や誇りを持つ心を醸成し、市民参画の拡大を図ります。
- ふるさと寄附金制度の推進を図り、関係人口の創出・拡大に努めます。
- 地域の歴史や文化を誇りに思えるよう、若山牧水などの先人の遺業をたたえ、後生に伝える事業に取り組みます。
- 国内外に向けてワーケーション事業を発信し、新たな関係人口の創出に取り組みます。
- 市外からの移住者を積極的に受け入れられる制度の充実や環境の整備に取り組みます。

重要業績評価指標（KPI）	基準値 令和5（2023）年	目標値 令和10(2028)年度
若山牧水関連事業の参加者数（年間）	4,552 人	5,000 人
ふるさと応援寄附金の寄附件数（累計）	32,671 件	192,000 件
新たな移住者（U I J ターン）数（累計）	—	600 人

	具体的な施策	施策の内容	所管課
1	シティプロモーションの推進	○ 自然環境や文化歴史、食など、本市の魅力を生かし、国内外に向けたシティプロモーションに取り組みます。 ○ 旬の観光や特産品の情報、市民団体主催によるイベント等の情報などを積極的に発信することで、地域の認知度向上を図ります。	観光交流課
2	ふるさと寄附金制度の推進	○ ふるさと応援寄附金を通じた、地場産品の流通拡大に取り組みます。 ○ 魅力ある返礼品の開発や効果的な広告等を行い、寄附金の増加を図ります。 ○ 市外の寄附者へ地場産品などの返礼品を贈呈するとともに、シティプロモーションの推進など情報発信力の強化を図ることにより、ふるさと寄附金制度の推進を図ります。	ふるさと物産振興課
3	若山牧水をはじめとする先人の顕彰と活用	○ 幅広い年代に関心を持ってもらえるよう牧水・短歌甲子園等の顕彰事業の充実を図ります。 ○ 若山牧水記念文学館を拠点に、牧水をはじめとする先人の貴重な資料の収集・保存・展示に努めます。	スポーツ・文化振興課

4	ワーケーション事業の推進	○ 国内企業向けワーケーションをブラッシュアップさせ、より多くの企業の参加を促します。 ○ 新たなターゲットとして、訪日インバウンド（デジタルノマド）の誘致に取り組みます。	商工港湾課
5	移住定住の促進	○ 移住を希望する人の相談体制の充実を図るとともに、移住してくる人と暮らし続ける人との、共に暮らしやすい環境づくりに向けた交流会の開催について検討します。 ○ 本市へのU I J ターンを促進するため、移住支援制度の充実を図ります。 ○ 人口の社会減対策として、奨学金を活用した若者の定着促進に取り組みます。 ○ 本市の魅力を的確に伝える移住プロモーションを展開します。 ○ 空き家の利活用を推進し、移住定住を促進します。	総合政策課 建築住宅課

基本戦略4 安全・安心で利便性の高いまちをつくる



基本戦略4の目指す方向性・効果

4-1 安全・安心なまちづくり

自治会（区）やまちづくり協議会の支援
地域防災力の向上
医療提供体制の充実
地域福祉の推進
地域包括ケアシステムの深化・推進
障がい者の自立支援

4-2 便利で快適なまちづくり

持続可能な都市構造の構築
空き家対策の推進
中心市街地活性化の推進
地域公共交通の維持・確保
土地区画整理事業の早期完成
住宅セーフティネットの推進

快適なまちづくり

定住意向の増大

社会減の抑制

■数値目標

指標名	基準値 令和5（2023）年	目標値 令和10(2028)年度
市民アンケート調査（日向市に住んで5年未満の人）で「住みやすい」「まあまあ住みやすい」と答えた割合	73.3%	80.0%
自治会（区）の新規加入者数（年間）	212人	230人

主要施策4-1 安全・安心なまちづくり

【基本方針】

- 自治会（区）やまちづくり協議会を支援し、地域のコミュニティの大切さを市民に啓発します。
- 市民や地域が中心となった防災対策や減災対策を進めるため、地区防災計画の策定や市民の防災訓練への参加を促します。
- 地域で安心して健康に暮らせるように、二次救急医療機関への支援や地域医療体制の確保に取り組めます。
- 誰もが自分らしく安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指して「自助・互助・共助・公助」を相互に機能させながら地域課題の解決に取り組めます。
- 認知症の人が尊厳を持ち、住み慣れた地域で生活が続けられるよう支援体制の構築に取り組めます。

- 権利擁護の支援を必要とする人が適切な支援を受けられるよう、地域連携ネットワークの構築に取り組みます。
- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるように、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。
- 障がいのある人が地域で自立して暮らし続けられるように、障がい福祉サービスの提供や自立支援体制の構築に取り組みます。

重要業績評価指標（KPI）	基準値 令和5（2023）年	目標値 令和10(2028)年度
地区防災計画を策定又は策定中の地区数	10 地区	15 地区
委託相談支援事業者の相談受付件数	2,977 件	4,080 件
地域福祉部の設置地区数	47 地区	57 地区

	具体的な施策	施策の内容	所管課
1	自治会（区）やまちづくり協議会の活動支援	○ 自治会（区）やまちづくり協議会といった地域コミュニティの重要性について市民への啓発に取り組みます。 ○ 自治会（区）やまちづくり協議会の活動に対して補助金等を交付して、財政面での支援に取り組みます。 ○ 行政と自治会（区）との情報共有を推進し、身近に行政情報を受け取れるなど、市民サービスの向上を図ります。 ○ まちづくり協議会からの相談への対応や課題解決への支援に取り組みます ○ まちづくり協議会の新規設立を支援します。	地 域 コ ミ ュ ニ テ イ 課
2	自治会（区）への加入促進	○ 日向市区長公民館長連合会等と連携し、自治会（区）への加入促進に取り組みます。 ○ 自治会（区）加入促進月間を設定し、期間中の訪問等による加入促進に取り組みます。 ○ 事業者等と連携して、自治会（区）加入促進に取り組みます。	地 域 コ ミ ュ ニ テ イ 課
3	地区防災計画の策定など防災意識の啓発活動の推進	○ 地域の特性に応じた地区防災計画の策定に向けて、防災意識の啓発活動に取り組みます。 ○ 自主防災組織や消防団等が主体となる地域の防災活動の活性化を図るため、地域の防災活動を担う防災士等の養成・確保に努めます。	防 災 推 進 課

4	市民の防災訓練等への参加促進と備蓄品等の整備	○ 総合防災訓練や講演会などの内容を充実させるとともに、市民参加型の取組を推進します。 ○ 「避難所運営マニュアル」を基に、自主防災会や防災士が一体となった避難所運営を推進します。 ○ 良好な避難所環境を提供するため、備蓄品や資機材を整備します。	防災推進課
5	高齢者や障がい者など災害弱者の円滑な避難支援、個別避難計画の作成	○ 「避難行動要支援者同意者名簿」を整備し、災害発生時に自ら避難することが困難な方の把握に努めます。 ○ 避難支援の実効性を高めるため、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を推進します。	福祉課
6	二次救急医療機関の支援、地域医療体制の確保	○ 日向・東臼杵圏域町村と連携し、二次救急医療機関や産科医療機関を支援します。	健康増進課
7	地域福祉を担う人材の育成	○ 民生委員・児童委員活動の周知に努め、市民の理解を深めるとともに、新たな担い手の確保に取り組みます。 ○ ボランティア活動に対する参加支援や大規模災害等に備えた支援体制づくりを図るため、ボランティアまちづくり事業を実施します。 ○ 小中学校・高等学校において福祉体験学習や福祉教育を実践し、学校・家庭・地域の協働による地域福祉を担う人材の育成を図ります。	福祉課
8	重層的支援体制整備事業の推進	○ 多機関の協働による包括的支援体制を構築し、属性や世代を問わず幅広く相談を受け止めます。 ○ 周りの人や地域と関わるのが困難で、必要な支援が届いていない人に対し、訪問等を通じて継続的な支援を行います。	福祉課
9	認知症の正しい知識と理解の普及啓発、相談・支援体制の充実	○ 認知症サポーターを養成し、認知症の正しい知識と理解の普及啓発を推進します。 ○ 関係機関等と連携し、認知症の人や家族を支える相談・支援及び地域における住民や企業、団体等による見守り体制の充実に努めます。	高齢者あんしん課
10	高齢者の権利擁護の推進	○ 成年後見制度の普及啓発、関係職員の資質向上を図り、相談支援体制の充実に努めます。 ○ 中核機関を中心に、適切な成年後見制度利用につなげるためのネットワークの構築、後見人の支援に取り組みます。	高齢者あんしん課
11	地域包括ケアシステムの深化・推進	○ 地域包括支援センターの支援体制の充実に努めます。 ○ 地域包括ケアシステムを支える関係機関や事業所等の業務内容の見直しや人材育成・確保を支援します。	高齢者あんしん課

12	障がい者の自立支援	○ 障がい福祉サービスの仕組みや内容の周知を図り、制度が効果的、効率的に推進されるよう取り組みます。 ○ 重度心身障がい児者、医療的ケア児者に対するサービス提供体制の整備を促進します。 ○ 障がいのある人が円滑に意思疎通を図り、必要な情報を入手できるように手話や点訳などの普及を図り、奉仕員の養成講座による新たな奉仕員の育成に努めます。	福祉課
----	-----------	--	-----

主要施策 4－2 便利で快適なまちづくり

【基本方針】

- 使われていない土地を有効に活用するとともに、「日向市立地適正化計画」に基づく居住推進区域や都市機能誘導区域への誘導を通じて住みやすい環境を整えます。
- 空き家の発生を抑制し、適切な管理や活用を促します。
- 中心市街地活性化のため、空き店舗対策事業に取り組みます。
- 市民が利用しやすい地域公共交通を維持・確保します。
- 土地区画整理事業の早期完成に向け、安全な通学路や公園などを整備します。
- 生活に困窮している人や高齢者、障がい者、子育て世帯など住宅の確保に配慮を要する人の住居の安定確保に取り組みます。

重要業績評価指標（KPI）	基準値 令和5（2023）年	目標値 令和10(2028)年度
中心市街地の歩行者・自転車通行量（年間）	3,537 人	3,855 人
市民バスの利用者数（年間）	64,562 人	70,000 人
土地区画整理事業区域内の都市計画道路整備率	32.9%	80.9%

	具体的な施策	施策の内容	所管課
1	「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の形成	○ 「日向市都市計画マスタープラン」に基づき、拠点性の向上と連続性・安全性の強化による持続可能な都市構造を構築します。	都 市 政 策 課
2	地域特性に応じた土地利用の推進	○ 「日向市立地適正化計画」に基づき、住宅や都市機能施設の立地・誘導を図り、安心して暮らしやすいまちづくりを推進します。	都 市 政 策 課
3	空き家の適切な管理・活用方法の提案及び除却支援	○ 地域や空家等管理活用支援法人と連携し、空き家の発生を抑制するための啓発を行い、空き家の適切な管理や活用の促進に取り組みます。	建 築 住 宅 課

4	中心市街地の空き地 や空き店舗の有効な 活用	○ 空き店舗対策事業として、中心市街地の空き店舗に入居した事業者に対して家賃補助を行い、中心市街地への新規出店の促進に取り組みます。	市 街 地 整 備 課
5	地域公共交通の維持・ 確保	○ 市民の暮らしを支える市民バスの運行と利用促進を図ります。 ○ 日向・東臼杵圏域を運行する路線バスに対する支援を行います。	総 合 政 策 課
6	土地区画整理事業の 早期完成	○ インフラ整備に伴う交通アクセスの向上を図り、地域経済の活性化を促進します。 ○ 公共施設や緑地の配置を最適化し、住環境の向上とコミュニティ形成を支援します。	市 街 地 整 備 課
7	住宅確保要配慮者の 居住の安定確保	○ 日向市居住支援協議会との連携強化を図り、住宅の確保に配慮を要する人の支援に取り組みます。	建 築 住 宅 課

横断的な目標



基本戦略 1

基本戦略 2

基本戦略 3

基本戦略 4

横断的に目指す方向性・効果

- 1 デジタル技術の活用による地域課題の解決（自治体D Xの推進）
- 2 ゼロカーボンシティの実現
- 3 地方創生SDGsの推進

主要施策 1 デジタル技術の活用による地域課題の解決（自治体D Xの推進）

- 小中学校のICT環境の充実を図り、校務のデジタル化による業務効率の向上に取り組めます。
- 観光DXを活用してターゲットを絞り、観光大使やSNS等を活用した魅力的な観光プロモーションを展開します。
- 地域公共交通（市民バス）の利便性や効率性等の向上を図るため、デジタル技術を活用した新しい交通サービスを導入します。
- ロボット技術やICT技術を活用したスマート農業を推進し、人手不足の解消に取り組めます。
- 介護現場の生産性向上や負担軽減を図るため、介護ロボットやICTの導入に向けて支援します。

重要業績評価指標（KPI）	基準値 令和5（2023）年	目標値 令和10(2028)年度
市民バスの利用者数	64,562 人	70,000 人

	具体的な施策	施策の内容	所管課
1	小・中学校のＩＣＴ化による教育ＤＸの推進	○ 学習支援ソフトや校務支援システムにより、各種学校業務の作業の効率化に取り組むことで授業づくりやこどもたちと向き合う時間の確保を図ります。	学 校 教 育 課
2	観光ＤＸの推進	○ 市内観光施設等のオンライン予約・決済システム等により観光客の利便性向上を図ります。 ○ 人流データやＳＮＳ情報の分析により、マーケットの開発や観光需要の創出、サービス向上に取り組みます。	観 光 交 流 課
3	スマート農業の推進	○ スマート農業の推進に向けて、学べる・知る機会を創出します。 ○ 関係機関と連携し、スマート農業の技術の導入やスマート生産基盤の整備の促進、オペレーターの育成に取り組みます。	農 業 畜 産 課
4	新たな公共交通サービスの導入	○ デジタル技術を活用した新しい交通システムの導入に向けて取り組みます。	総 合 政 策 課
5	介護現場の負担軽減	○ 介護現場の生産性向上や負担軽減を図るため、介護ロボットやＩＣＴの導入に向けて支援します。	高 齢 者 あ ん し ん 課

主要施策２ ゼロカーボンシティの実現に向けた取組

- 環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業の取組を推進し、安全・安心な農畜産物の供給と持続可能な農業の実現を目指します。
- 持続可能な林業・木材産業を目指し、資源循環型の森林づくりを進めます。
- 二酸化炭素（CO₂）排出量削減に向けて、ごみの減量化や省エネ・再エネ導入の普及啓発、市民バスなど地域公共交通の利用促進に取り組みます。

重要業績評価指標（KPI）	基準値 令和5（2023）年	目標値 令和10(2028)年度
脱炭素化に向けた出前講座の実施回数	11 回	20 回
市内における二酸化炭素排出量	766,381 t-CO ₂	422,000 t-CO ₂

	具体的な施策	施策の内容	所管課
1	環境に優しい農業の推進	○ 有機肥料の施用を推進し、化学肥料の施用を抑え、化学合成農薬の低減化を推進します。	農 業 畜 産 課

		○ 有機農業や減農薬・減化学肥料栽培を支援し、地球温暖化の防止や生物多様性の保全に効果の高い営農活動を推進します。	
2	資源循環型の森林づくり	○ 適切な森林整備による二酸化炭素（CO ₂ ）の吸収量をクレジットとして発行し、その売却益を森林整備等に活用します。	林業水産課
3	二酸化炭素（CO ₂ ）排出量の削減	○ 市民や事業所に対して、ごみの減量化や省エネ・再エネ化に向けた普及啓発を行います。 ○ 各家庭から排出される二酸化炭素（CO₂）を数値化できるシステムを構築し、削減に向けた意識の向上を図ります。 ○ バスや鉄道など地域公共交通の利用促進を図り、自家用車の利用抑制による二酸化炭素（CO₂）排出量の削減に取り組みます。	環境政策課 総合政策課

主要施策3 地方創生SDGsの推進

本市では重点戦略における各施策や基本目標別の施策にSDGsが目指す17の目標（ゴール）を関連付けることで、総合計画、地方創生、SDGsを一体的に推進していくこととしています。

そのため、「主要施策3 SDGsの推進」については、個別の「重要業績評価指標（KPI）」は設定せず、各施策に設定した成果指標をもとに進捗状況の把握に努めます。